に、労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。 される旧特例省令第三条中「通商産業大臣」と 第三条中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」 この場合において、なお効力を有するものと 第二条に後段として次のように加える。

あるのは「経済産業大臣」と、労働大臣」とあ

附則第六条中「通商産業大臣」を「経済産業大 るのは「厚生労働大臣」とする。 に、労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

号の規定に基づき、新事業創出促進法に規定する 〇労 働 省令第六号 する省令を次のように定める。 情報関連人材育成事業を定める省令の一部を改正 成十年法律第百五十二号)第二十二条第一項第一 号)の施行に伴い、並びに新事業創出促進法 (平 及び厚生労働省設置法 (平成十一年法律第九十七 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)

平成十二年十一月二十九日 通商産業大臣

新事業創出促進法に規定する情報関連人材 育成事業を定める省令の一部を改正する省 労働大臣 吉 平 川 沼 芳 赳 男 夫

事業を定める省令(平成十一年労 働 省令第一 事業創出促進法に規定する情報関連人材育成

官

大臣」を「厚生労働大臣」に改める。 号)の一部を次のように改正する。 「通商産業大臣」を「経済産業大臣」 に、労働

水曜日

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

〇労 働 省令第七号 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)

る省令の一部を改正する省令を次のように定め情報処理振興事業協会に関する省令の特例を定め 二項の規定に基づき、並びに新事業創出促進法第 法律 (昭和四十五年法律第九十号)第二十九条第 処理の促進に関する法律の規定を実施するため、 定により読み替えられた情報処理の促進に関する 成十年法律第百五十二号)第二十二条第二項の規 号)の施行に伴い、並びに新事業創出促進法 (平 及び厚生労働省設置法 (平成十一年法律第九十七 二十二条第二項の規定により読み替えられた情報

平成 12年11月29日

平成十二年十一月二十九日

商産業大臣 労働大臣 吉平川沼 芳 赳 男 夫

> を定める省令の一部を改正する省令 情報処理振興事業協会に関する省令の特例

める省令 (平成十一年通商産業省令第二号)の一 情報処理振興事業協会に関する省令の特例を定

働省令」を「経済産業省令又は経済産業省令、 部を次のように改正する。 生労働省令」に改める。 第一条中「通商産業省令又は通商産業省令、 厚 労

に、労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。 第二条中「通商産業大臣」を「経済産業大臣 附則第二条に後段として次のように加える。

とあるのは「経済産業大臣」と、労働大臣」と 様式第七から様式第十まで中「通商産業大臣」 生労働大臣」と、同令様式第三、様式第四及び と、同令第二条中「通商産業大臣」とあるのは 令又は通商産業省令、労働省令」とあるのは、経 省令の特例を定める省令第一条中「通商産業省 あるのは「厚生労働大臣」とする。 済産業省令又は経済産業省令、厚生労働省令」 される廃止前の情報処理振興事業協会に関する 経済産業大臣」と、労働大臣」とあるのは、厚 この場合において、なお効力を有するものと

に改める。 様式第一中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」

に「労働大臣」を「厚任労働大臣」に改める。 に改める 様式第三中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」 様式第二中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」

に改める に、労働大田」を「厚住労働大田」に改める。 様式第五中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」

に「労働大田」を「厚住労働大田」に改める。 に改める。 様式第七中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」 様式第六中「通商産業大臣」を「経済産業大臣

に「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。 に改める。 樣式第九中 様式第八中「通商産業大臣」を「経済産業大臣 「通商産業大臣」や「経済産業大臣

様式第十中「通商産業大臣」を「経済産業大臣 労働大臣」や「厚生労働大臣」 に改める。

第

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

平成十二年十一月二十九日

部を改

建設省令第一号)の一部を次のように改正す通商産業省令第一号)の一部を次のように改正す 砂利の採取計画等に関する規則(昭和四十三年

産業省令、 శ్ఠ 第二条中「通商産業省令、建設省令」を「経済

よう」を「行われるよう」に、行なう」を「行う」「及び」に、または」を「又は」に、行なわれる に改める。 「経済産業省令、国土交通省令」に「および」を

を「並びに」に改める。 「経済産業省令、国土交通省令」に「または」を第七条第二項中「通商産業省令、建設省令」を 「又は」に、および」を「及び」に、ならびに」 第七条第二項中「通商産業省令、建設省令」

「及び」に改める。 「経済産業省令、国土交通省令」に「および」を第八条第二項中「通商産業省令、建設省令」を

に、または」を「又は」に、通商産業大臣」を「経大臣」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」第九条第一項中「通商産業大臣」を「経済産業 済産業大臣」に、同条第三項中「地方建設局長」 大臣」に改める。 を「地方整備局長」に「建設大臣」を「国土交通

土交通大臣」に改める。

○建 設 省令第三号 部を改正する省令を次のように定める。 の施行に伴い、並びに砂利採取法(昭和四十三年 及び国土交通省設置法 (平成十一年法律第百号) 施するため、砂利の採取計画等に関する規則の 法律第七十四号)の規定に基づき、及び同法を実 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号

通商産業大臣 建設大臣 平沼 林 寛子 赳夫

正する省令 砂利の採取計画等に関する規則の一

第三条第二項中「通商産業省令、建設省令」を 国土交通省令」に改める。

す る。

〇運輸省令第三十九号 第二十五条及び第二十六条中「建設大臣」を 玉

国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)その他の中央省庁等改革関係法令の施行に伴い、 中央省庁等改革のための国土交通省関係 並び

運輸省令等の整備に関する省令を次のように定める。 に関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、 (船舶法施行細則の一部改正) 平成十二年十一月二十九日 中央省庁等改革のための国土交通省関係運輸省令等の整備に関する省令 運輸大臣 森田

第五十条ノ二第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。 第七号書式中「運輸省」を「国土交通省」に改める。 第四十四条第三項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。 船舶法施行細則(明治三十二年逓信省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

長」に「または」を「又は」に改める。 様式第七表面中「通商産業大臣・ 第三十五条中「地方建設局長」を「地方整備局

竹黒 田中 通商産業大臣」 あ「経済産業大臣」 じ **外風大田」に改める。** に′ 行なう」を「行う」 「区域内に事務所を設置して」が 区域において」 を 経済産業大臣・経済産業局長に改め、都道府県知事・国土交通大臣」に改め、 に「建設大臣」を「国土 ・通商産業局長 ・建 設 大 臣」 同様

則

| 一〇建 の道の産業省 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

省令第一号

の一部を改正する省令を次のように定める。 別措置法第六条第一項の軽微な変更を定める省令 に基づき、特定商業集積の整備の促進に関する特 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法 その他の中央省庁等改革関係法律の施行に伴い、 ( 平成三年法律第八十二号) 第六条第一項の規定 平成十二年十一月二十九日 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)

通商産業大臣 自治大臣 建設大臣 西田 平沼 林 赳夫 司

令の一部を改正する省令 置法第六条第一項の軽微な変更を定める省 特定商業集積の整備の促進に関する特別措

特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法

済産業省令、 「通商産業省令、 、国土交通省令、 建設省令、 総務省令」に改める。
文 自治省令」を「経

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。